

博士論文 概要書

「公共的なるもの」の概念と展開

——アーレントの思想の再検討と、戦後日本における「公共的なるもの」の変容——

The Concept of the Public and its Development

——Reconsideration of the Thought of Hannah Arendt,
and the Transformation of the Public in Postwar Japan——

早稲田大学大学院社会科学研究科

地球社会論専攻 社会哲学研究

権 安理

○本論の主題

本論は、一般的には「公共性」という言葉で語られる「publicであること」、すなわち「公共的なるもの（“the public”）」について、社会哲学的に解明することを目的としている。まず、その概念を理論的、思想的に検討した上で、次に、戦後日本における「公共的なるもの」の変遷を整理、概観してその意味を明らかにしている。

○問題の所在

日本では1990年代以降、「公共的なるもの」に関係する言説と用語の双方が顕著な形で増加した。「公共的なるもの」の“過剰状態”とも言うべき状況である。この状況は、「公共的なるもの」（という概念）が闇雲に拡散して、その内容が多様化したことのみを意味するのだろうか。その多様性の中に、共通することはないのだろうか。

このような関心から、本論は、「公共的なるもの」にまつわる戦後日本の歴史に、一貫したパースペクティヴを与えている。論点を先取りして言えば、戦後日本において、「公共的なるもの」は、まずは「公共性」として、次に「公共圏もしくは公共空間」という空間概念として、更には「公共哲学」という学問分野との関連から語られてきた。このような流れから把握し得る歴史の展開には、どのような意味や意義があるのか。

以上のような本論の考察においては、「公共的なるもの」それ自体に対する視点を設定することが重要となってくるだろう。したがって本論は、「公共的なるもの」を理論的、思想的に考察することにもなる。「公共的なるもの」の概念についての探究である。

その際、本論は、ハンナ・アーレント（Hannah Arendt 1906-1975）の思想を重視した。その理由は、日本で、アーレントの思想が受容される事情の特殊性にある。「公共的なるもの」に関する研究の古典とも言うべき、Hannah Arendt, *The Human Condition*. が刊行されたのは、1958年である。だが日本で、「公共的なるもの」が論じられる際に、アーレントの思想が積極的に読まれるようになったのは、1990年代以降である。日本における「公共的なるもの」をめぐる言説の過剰状態と、アーレントの思想が「遅ればせ」に積極的に受容されたことには、同時代性という意味での相関関係がある。この点が、本論がアーレントの思想を重視する理由である。

なお、本論は「公共的なるもの」という聞き慣れない用語を使用している。その理由の詳細については「博士論文本文」に譲るが、この点に関して二点を述べておく。第一に、「公共的なるもの」という用語は、公共、公共性、公共圏、公共空間……など、「公共的」であることに関する様々な言葉が共通して持つ含意を示したいという意図から使用した。第二に、アーレントが「社会的なるもの（the social）」という言葉を使い、また政治思想や社会思想で「政治的なるもの」という用語が用いられることを意識して、使用した。

○三つの課題

本論は、大きく以下の三点を課題とした。

第一に、「公共的なるもの」の概念を普遍的視座から考察する。「公共的なるもの」の概念が持つ、時代状況に依存しない普遍的な意味の探求である。

第二に、近代の「公共的なるもの」とは相違する、ポストモダンもしくは現代の「公共的なるもの」の思想的、理論的意義を解明する。ここでは、ポストモダンの思想状況を踏まえつつ、また 1990 年代以降の「アーレント・ルネサンス」と呼称される研究成果を参照しながら、アーレントの思想を（再）解釈した。

第三に、1990 年代以降の「公共的なるもの」に関する言説の過剰状態、という研究動向や社会状況を「思考の出発点」としながら、戦後日本の「公共的なるもの」をめぐる歴史の展開に、一貫したパースペクティブを見出す。もしくは、本論の考察により、その展開の意味を明らかにした。

○三部構成（序論＋三部＋結語）と、各章の概要

本論は、三部構成を取っている。

序論 「公共的なるもの」への導入

本論の目的と課題など方法的なことを述べた。

①第一章 問題の所在

本論の目的と課題、アプローチの特色について述べた。

②第二章 「公共的なるもの」をめぐる状況の概観、用語の説明、本論の構成

1990 年代以降の「公共的なるもの」をめぐる言説と用語の過剰状態を概観すると同時に、「公共的なるもの」がその時期以前から多様性を有するものであったことを明らかにした。「公共的なるもの」は、極めて多義的である。その上で、本論が「公共的なるもの」という用語を使用する理由を述べ、その後、本論全体の構成を説明した。

第一部 「公共的なるもの」の概念についての普遍的探究

ここでは、「公共的なるもの」の概念について、普遍的な視座から検討した。

①第一章 「公共的なるもの」の認識論から存在論へ

「公共的なるもの」の概念について探究することを目的とした。「公共的なるもの」とは、いったい何であるのか。この点については、特に 1990 年代以降から先行研究が充実しており、本章ではその整理検討を行った。だが、それが「何であるのか」という探究、すなわち「公共的なるもの」の概念の定義（＝認識論）には、必ずしも共通認識が見られる訳ではない。むしろ、相反する意味や意義が見出されることもある。それはなぜか。本章は、このよ

うな関心から、考察を進めた。

第一節では、「公共的なるもの」が「何であるのか」を探究する先行研究、つまりはそれを定義化する研究動向を整理した。その上で、それが「何であるべきなのか」という価値観や立場と密接に関係することを明らかにした。ある特定の価値観に依拠することで、「公共的なるもの」が「何であるのか」はある程度明らかになる。だが他方で、立場や価値観が異なれば、それに応じて「公共的なるもの」の定義も相違する。

第二節では、「公共的なるもの」に対する立場や価値観が明白な形で異なる二つの言説を取り上げて、その相違点を明らかにした。

第三節では、異なる言説が共に「公共的なるもの」を重視することの意味を検討した。なぜ異なる立場の言説が、共に「公共的なるもの」を希求するのか。このような関心から、立場や価値観の相違にも関わらず、「公共的なるもの」が希求されることになる、その筋道を明らかにし、第二章への導入とした。

②第二章 「公共的なるもの」の存在論

「公共的なるもの」の存在論を展開することを目的とした。「公共的なるもの」が何「である」のかではなく、「公共的なるもの」が「がある（在る）」ことそれ自体に関する考察である。「公共的なるもの」は、なぜ要請されるのか。どのような理由で希求されるのか。本章は、このような関心から考察をした。ここで重要なのは、人間の存在拘束性に対する、方法的懐疑である。すなわち「我われは、何かに強制されて生きているのかもしれない……」という問いである。

第一節では、「公共的なるもの」の存在論を展開した。「人間」の「条件・状態」に関わる「公共的なるもの」は、いかに要請され、どのような特性を有しているのか。アーレントの『人間の条件』を念頭に置きながら、それが「自由」との関わりから「条件法」の時制で要請されることを明らかにした。「もし、仮に人間が（何らかの強制から）自由であり得るならば……」という可能性の問題から求められるのが、「公共的なるもの」である。またそれが求められることにおいて、「必要＝必然（necessity）」の下で生きる「動物（的生）」とは相違するような、（自由な）「人間」の生が可能となる。このような意味でまず、「公共的なるもの」は、思考や論理的な要請から求められるものである。

第二節では、「公共的なるもの」の存在理由について、「社会への問い」という観点から考察した。「公共的なるもの」は、いかに社会に関係するのか。あるいは、社会の成員と関わるのか。このような関心から、アーレントとハーバーマスの思想の共通点と相違点を明らかにした。社会の成員（社会を構成する者）が、社会それ自体への問いを発するが可能であるのも、（強制から解放された自由の領域としての）「公共的なるもの」があることを前提としている。「公共的なるもの」に関する様々な言説において、この点は共通している。

③第三章 「公共的なるもの」の歴史学

「公共的なるもの」の歴史を考察することを通じて、その普遍的機能を明らかにすること

を目的とした。「公共的なるもの」は、論理的な次元で（「条件法」の時制から）、要請されるものであるが、他方で、実際の歴史上に事実として見出されてもいる。この歴史を、普遍的な視座から検討することを通じて、そこに通底するような、「公共的なるもの」の機能を明らかにすることはできないのだろうか。古代ギリシアから中世を経て近代へ、そして更には現代へという大きな歴史の流れの中で、「公共的なるもの」はいかなる役割を担ってきたのか。本章は、このような関心から考察した。

第一節では、アーレントとハーバーマスの古典に依拠しながら、古代ギリシアの「公共的なるもの」（ポリス）と、近代の「公共的なるもの」（ブルジョア公共圏）の内実を明らかにした。

第二節では、古代ギリシアから近代に至るまでの「公共的なるもの」の歴史を、一貫した視座から検討した。近代を思考の出発点としながら、古代から中世、そして近代へ、という大きな歴史の流れを設定することで、「公共的なるもの」にどのような意味を見出すことができるのか。そこに、（自由を前提とした上での）「秩序形成」という一貫した機能があることを明らかにした。

第三節では、近代の「公共的なるもの」について更なる考察を展開し、それが現代に至り、いかに変貌を遂げたのかについて検討した。またこの考察を通じて、「公共的なるもの」が、特に、個々人の「意識」や「自覚」と関わることを明らかにした。「公共的なるもの」は、自分（達）が確かにそれを担っているという意識とも関係する。

「公共的なるもの」は、その成員が既存の社会から自由となること条件であり、その自由を前提としつつ、自覚的に（社会）秩序を形成するというような機能を持っている。

第二部 ポストモダン状況における、「公共的なるもの」の思想的展開

ここでは、特にアーレントの思想によりつつ、「公共的なるもの」の時代限定的な特徴を、思想面から検討した。より具体的に言えば、ポストモダン思想や現代思想と呼称される言説の影響の下で（特にポスト「ブルジョア公共圏」という観点から）、アーレントの思想における「公共的なるもの」がいかに解釈され、また解釈され得るのかについて明らかにした。

①第一章 「公共的なるもの」をめぐる思想的状況

ポストモダン思想が隆盛する中で、「公共的なるもの」の内実がどのように解釈されていたのか、また解釈され得るのかを検討することを目的とした。まず、ハーバーマスが措定する近代的な「公共的なるもの」（ブルジョア公共圏）が、どのように批判されたのかを検討した。またその状況の中で、アーレントの思想が、近代的な「公共的なるもの」とは相違する視座を持ち得るものとして解釈されたことに着目し、それをめぐる諸学説を概観した。

第一節では、「公共的なるもの」に関するハーバーマスの思想が、アングロサクソン圏で受容され、それがポストモダン思想の強い影響下にある論者から批判されていく過程を概観

した。「ブルジョア公共圏」に対する批判的検討であり、このことは、「公共的なるもの」をめぐる思想状況が変わる契機ともなった。批判されたのは、ハーバーマスが想定する「公共的なるもの」が、「ブルジョアジー」のものであり、したがってそれが、他なる公共圏を抑圧していたという点である。

第二節では、近代的な「公共的なるもの」に対する批判という観点から展開された、アーレントの思想再読の要点を確認した。そこで評価されたのは、アーレントの「公共的なるもの」にある「自己表現的」な側面や、「抗争・闘争的」な側面である。またこれを踏まえて、「アーレント・ルネサンス」の影響下にある、日本の「公共的なるもの」に関する議論を概観、整理した。

②第二章 アーレントの思想の現代性Ⅰ：複数性と唯一無二性

アーレントの思想が持つ「現代性」を際立たせることを目的とした。ポストモダンもしくはポスト・ハーバーマスという観点から、アーレントの「公共的なるもの」に、何を読み取ることができるのか。このような関心から、本章は、アーレントの思想における重要概念である「複数性」と「唯一無二性」について考察を進め、その思想的含意を明らかにした。

第一節では、複数性の意味と内実を明らかにした。まず、現象学を批判したデリダのコミュニケーション論を検討した上で、それを踏まえてに、アーレントの思想とフッサール現象学の類似点と相違点を検証しながら、複数性の意味を明らかにした。ここで言う複数性は、「自己と他者」の間に設定されるものであり、その特徴は、自己と他者の間に、絶対的な差異を措定するという点である。こうすることで、アーレントは、自己関係に回収されないような「他者」を措定した。「公共論的展開」と言われるような視座である。

第二節では、複数性が含意するもう一つの視座、すなわち「自己内他者」の問題について検討した。アーレントの術語で言えば、このことは、人の唯一無二性に関わり、ハイデガー存在論における重要概念である固有性の問題と密接に関係する。ここでは、アーレントとハイデガーの相違という観点から、アーレントの思想の特徴を際立たせた。唯一無二性とは、カテゴリー化されたアイデンティティ（＝他人との共通項）とは相違するような、その人自身が「誰（who）」であるのかが「現われ」ることを意味する。また、この考察を通じて、「自己内他者」という意味での唯一無二性と、「自己と他者の相違」という意味での複数性が交差する場面において、「公共的なるもの」が生成することを明らかにした。

第三節では、補論的な考察を展開した。アーレントの思想に見られる他者性や“他なるもの”の特徴について、クリステヴァとデリダのアーレント論を参照しながら検討した。前者は、アーレントの思想に「異常なもの」に対する配慮があるとして評価し、後者は逆に、「狂気」という視点が欠落しているとして批判する。このような点を踏まえ、「異常なもの」や「狂気」が、唯一無二性と、どのように関わるのかを明らかにした。

③第三章 アーレントの思想の現代性Ⅱ：「公共的なるもの」の空間性

第二章に引き続き、アーレントの思想が持ち得る「現代性」を際立たせることを目的とす

る。具体的な問題関心は、なぜ「公共的なもの」が空間概念として見出されているのか、という点である。この点を、public と common（「共通なるもの」）が、いかに関係するのか、あるいはアーレントにおける「共通世界（common world）」としての公共空間が、いわゆる共同体（community）といかに相違するのか、という観点から明らかにした。

第一節では、公共哲学の議論に、コミュニティ（共同体）という意味での「共通なるもの」という視座を導入したコミュニタリアニズムの議論を取り上げて検討した。ただし、コミュニタリアニズムの想定する「共通なるもの」としてのコミュニティは、アーレントのそれとは相違する。

第二節では、アーレントにおける「共通なるもの」について、「世界疎外」という問題を取り上げつつ検討し、「公共的なもの」が空間概念であること、またそうであることにおいて「共通なるもの」と結び付く論理を明らかにした。

第三節では、補論的な考察を行った。アーレントにおける「公共的なもの」の空間性について、「話す／聞く」関係という観点から、その特質をより詳細に検討した。その際、S・ジジエクの議論を参照しつつ、アーレントの公共空間に、「精神分析的性質」があることを明らかにした。公共空間は、「不在の他者」の（潜在的な）声を聞き取ること、声に応答することで生成する。

※補論 アーレントにおける身体性をめぐって

アーレントは、身体性を同一性の原理で捉える。ここでは、身体性を、「複数性」や「唯一無二性」という観点から解釈するような、一試論を展開した。

第三部 戦後日本における、「公共的なもの」の歴史的展開

ここでは、戦後日本で、「公共的なもの」がいかに変容したのかについて概観し、その思想的、理論的な意味を、独自の観点から明らかにした。本論はこの変容の流れを、公共性から公共圏、公共空間へ、そして公共哲学へ、の展開と考えた。戦後日本から、現在に至るまでの「公共的なもの」歴史である。

①第一章 公共性の時代

「公共的なもの」が、「公共性」という言葉で表象されていた時代を考察の対象とする。具体的に言えば、戦後から 1960～1970 年代までのことである。この時代に「公共的なもの」は、どのようなものとして語られてきたのか。この点を明らかにすることを目的とした。

第一節では、国家が独占的に「公共的なもの」を表象していた時代の概略を確認した。この時期の「公共的なもの」は、国家のみが表象し得る、個別的で私的な利害を超えた正当性の根拠として、「公共性」と呼称されるものであった。そのために、「公共的なもの」は、住民や市民に「受忍を強いる」ような性質を持っていた。

第二節では、「公共性」が、国家による独占から解放された時期を考察の対象とし、その

内実を検討した。時期を特定すれば、1960～1970年代である。この時代に、国家が推進する公共事業に反対する住民・市民運動を契機として、住民・市民側も自らの主張を正当化する根拠として、「公共性」という言葉を用いるようになった。「攻めの公共性」とも表現されているような、新たな「公共性」が誕生したのである。これは、主にハーバーマスの思想に依拠して表象されたものだった。

②第二章 1990年代以降の展開Ⅰ：市民社会の変容と、市民活動への注目

「公共的なもの」が更なる意味転換をした時代を考察の対象とした。それは、1990年代以降に顕著に見られるようになったものであり、市民社会の変容に伴って生じたものでもある。この状況変容の中で、「公共的なもの」の意味が変容するのみならず、それに関連する用語も多様化した。「公共圏」や「公共空間」といった空間概念が注目されるようになったのである。本章は、この変容過程と意味を明らかにすることを目的とした。

第一節では、「近代市民社会 (bourgeois society)」とは相違する、「現代市民社会 (civil society)」の内実を詳細に検討した。まず、市民社会の変容について普遍的な視座から考察し、それが「自由な経済活動の領域」という意味を持たなくなった経緯を明らかにした。またその上で、日本で、「現代市民社会」との関係から、公共圏という言葉が現われ、定着していく過程を概観した。

第二節では、日本で、「現代市民社会」がいかなる特徴を持った領域として見出されているのかについて詳細に検討した。その過程で、市民運動から市民活動へと、市民の営為の中心が移り、それに伴って言説の関心の対象も変化したことを明らかにした。

第三節では、日本における、「現代市民社会」に対する批判的見解を分析することを通じて、市民活動と「公共的なもの」の関係を明らかにした。また、市民活動が展開される領域を、アーレントの用語である公共空間という言葉で呼称することに言及し、その理由を明らかにした。「活動」は、アーレントの重要概念でもある。

③第三章 1990年代以降の展開Ⅱ：例外状態と「公共的なもの」の展開

日本では、1995年の阪神淡路大震災という「例外状況」を分析する際に、社会学的言説の一部で、アーレントの「公共的なもの」に関する思想と用語が積極的に導入された。そうされることで、1960～1970年代の公共性とは違う、新しい「公共的なもの」が表象された。ここには、どのような特徴と課題があるのか。このような関心から、アーレントの思想と用語を積極的に導入することで語られた、新しい「公共的なもの」の内実と意味を明らかにすることを目的とした。

第一節では、阪神淡路大震災を契機に見出されることになった、新たな「公共的なもの」の特質を明らかにした。それは、かつてハーバーマスに依拠して見出された公共性とは相違するものであり、アーレントの思想を積極的に導入することで表象される、新しい「公共的なもの」である。特に、1960～1970年代の市民運動期に想定されていた（普遍的・抽象的な）「強い」主体像が批判され、（多様性があり、ブルジョアとして主体化されていない）

「弱い市民」が発見されるようになる経緯を明らかにした。

第二節では、アーレントの思想が導入されたことの思想的な意味について、更に考察を進めた。ここでは特に、「公共的なもの」からの排除と抑圧に対する問題設定の相違という観点から、ハーバーマスとアーレントの思想を再検討した。ハーバーマスは、普遍的な視座から「開き」によって排除や抑圧を解消しようと意図するのに対して、アーレントは、「公共的なもの」が本質的に排除の構造を持つと主張している。この点は批判の対象ともなってきたが、むしろ本論はこの点を、アーレントには排除を構造論的に捉える視座があるものとして解釈した。

第三節では、新しい「公共的なもの」が抱える課題を明らかにした。それは、「公共的なもの」に対する新たな見解が、阪神淡路大震災という例外状態から解放され、常態分析にも導入されるときに直面する問題である。端的に言う「他者の線引き問題」であり、排除や抑圧の対象となっている「弱い市民」の内実が不明確（あるいは逆に、いわゆる社会的弱者として表象される）となるという問題である。これは、アーレントを受容した社会学が、排除を構造論的な問題として捉える視座を獲得した一方で、他者を学の対象として明確化するのが難しくなったことを意味する。

④第四章 常態における「公共的なもの」の展開

例外状況ではなく、常態としての地域、言い換えれば日常生活の舞台である地域が、「公共空間」として見出されるようになる論理と、その特徴を明らかにすることを目的とした。

第一節では、地域が客観的なエリアではなく、ローカリティとして考えられるようになった経緯と根拠を明らかにした。その根拠は居住であり、それを地域の中心と考えることで、地域は個人にとっての意味世界、すなわちローカリティとなる。

第二節では、地域の中心に居住が据えられることの思想的な意味を現象学、特にボルノウの思想に依拠しながら考察した。居住の場は「家」であり、「安らぎ」や「人間と世界の安定した関係」を提供するような「私的なもの」である。

第三節では、地域が公共空間となる論理構造を明らかにした上で、そこにどのような可能性を見ることができるのかを検討した。まず、「家」が地域に「開かれること」、あるいは私的な問題が地域で問題とされるようになることで、地域が公共空間となる論理を明らかにした。ここには、「第三章」で言及した「他者の線引き問題」をどう考えるのかということが関わってくるが、特にこの点を考察する際に、本章では、アーレントの思想を「応用」し、「いかなる他者と関わるのか」という問題を検討した。

⑤第五章 公共哲学の隆盛と、「公共的なもの」の行方

21世紀以降、「公共的なもの」がいかなる展開を見せたのかについて、その詳細を明らかにすることを目的とした。ここで特徴的なのは、次の二点である。第一は、公共哲学という新しい学問が注目されるようになったことである。第二は、「公共的なもの」をめぐる、国家と市民の間に、形式的には対等な協働・協同関係があることが想定されるように

なった点である。これらはどのような経緯で生じ、またそこにはどのような特徴と課題があるのか。本章は、このような関心から考察を進めた。

第一節では、21世紀以降の日本で、公共哲学という学問が注目され普及していった経緯の詳細と、その特徴を明らかにした。それは学問の総合や、対象とする領域の広さといった特徴を持っている。

第二節及び小括では、公共哲学が要請される背景を明らかにした。それは、「新しい」という言葉で修飾される「公共的なるもの」への関心から要請されるようになったものである。そして、この（更なる）「新しさ」とは、次の二点に関する。第一は、国家と市民が対等に「公共的なるもの」を担うと考えられるようになったこと、そして市民のみならず、国家が、市民が「公共的なるもの」に関わることを積極的に後押しするようになったことである。かつては、自らが行う事業の正当性根拠として「公共性」を独占していた国家権力が、市民が活動を通して「公共的なるもの」に関わることを要求するようになったのである。また第二は、それに伴って、「公共的なるもの」が意味する範囲や内容が極めて広がったことを意味する。第一の点については、その意義が確認される一方で、市民活動が、国家が要請する「機能」としての役割を果たしている可能性があることが指摘される。言い換えれば、市民活動の「自由」に対する疑義である。第二の点については、「公共的なるもの」の果たす役割が大きくなった一方で、それが概念として曖昧化し、形骸化したのでは、という問題点が指摘される。

結語 今後の展望

歴史的展開の中で、「公共的なるもの」は一定の役割を果たしてきた。21世紀以降では、「公共的なるもの」は、国家、市民、学問の全てから価値あるものと見なされるようになった。また「公共的なるもの」が、広大な範囲を対象とする領域であると考えられるようになった。このような意味では、「公共的なるもの」が形骸化したのも事実である。ここでは、第三部の流れを受けつつ、また本論全体の考察を踏まえて、更に今後も、「公共的なるもの」が存在意義を持ち続け得るとするならば、以下のような三つの条件の下であると結論した。

第一は、国家と市民の「対等」な関係を見直すことである。形式上「対等」と表象される段階となったからこそ、国家が担い得る「公共的なるもの」と、それ以外の主体が担い得る「公共的なるもの」の相違点を、改めて考えることが重要となる。国家と市民を「複数」の主体として捉え直すということである。

第二に、国家と市民、あるいは公権力と「現代市民社会」の関係に、「協同」のみならず、ある意味で「抗争」的な要素を復活させることである。協働しつつ抗争するような関係の構築である。アーレントの言葉で言えば、国家と市民の間に、「空-間 (space)」を創出するということである。

第三に、「唯一無二」で具体的なニーズや問題に対応することである。あらかじめ協同や抗争関係を想定するのではない。「公共的なるもの」の役割を限定することもない。個別具

体的な状況に対応する過程で、「公共的なもの」を生成させていくことが重要となる。

この三つの「条件・状態 (condition)」の下で、「公共的なもの」の概念は「ある・存在する」ことの意義を持ち続けるのではなかろうか。以上が、本論の結論である。

以上